

想定外の出来事に遭遇して

筆者は、このところ、東京を拠点にして、名古屋や高松といった地域を頻繁に行き来するという、極めて慌しい行動様式をとっている。そのなかでも、とくに直近の2月を迎えて以降、1週間に2回ほど連続して、東京と高松間を日帰りするという短時間移動を繰り返して行った。もとより、このようなことは滅多にないことではあるが、このような珍しいことを行くと、何故だか往々にして「想定外の出来事」に遭遇するのである。

そこで、本稿では、かかる「想定外」ということに照準を定めて、私見の一端を披露させて頂くことにしよう。その個別具体的事例というのは、去る2月4日(月)の早朝、筆者自身、東京(羽田空港)7時45分発のJAL1402便に乗って、高松空港に向かったことから始まるのである。もとより、その便に機乗する前には、空港の場内放送で「行き先の高松空港周辺は多くの霧が発生しているため、着陸できない場合には、大阪空港か東京の羽田空港に引き返す場合もあります」という条件付きでの機乗が許されたわけである。とはいえ、そのような事態は「殆どと言っても良いくらい無いであろう」と、筆者はたかをくくっていた。ところが、そのような事前の想定が見事なまでに裏切られたわけである。

筆者の乗っている飛行機が、関西地域の上空から、高松空港へ向かうに従って、あたり一面、厚い雲の中にすっぽりと覆われてしまい、外景は一切判別できない上に、機体の揺れも次第に強くなり、否が応でも不安の念に駆られることになってしまった。仕方がないので、「たとえ飛行機が揺れても、運航上、一切支障がありませんので、ご安心下さい」という機内アナウンスの声に些かの救いを求めつつも、「早く着陸できないかなあ」と心のなかで念じる始末。とはいえ、わが機体が高松空港の上空に近づくと、しばらく旋回を続けて様子を覗き、その後、一度だけ着陸を試みようとはされたものの、急に高度を上げて、遂に着陸を断念してしまったのである。そこで、「この後は、やはり東京(羽田空港)に引き返すのか、それとも大阪空港に向かうのかな」と案じつつも、「もしも大阪空港へ向かうとしたら、当方としては、どうしても高松に行かねばならないので、その後が大変だから、東京に引き返してほしいなあ」と勝手に考えていると、再び機内アナウンスの声で、「これから、徳島空港へ向かいます」という、機長の最終判断が伝えられた。

これは、筆者にとっては、全くといってよいほどの意外な「想定外」の結末であった。

というのも、筆者にとって、機乗前の「着陸できない場合には、大阪空港か東京の羽田空港に引き返す」という情報提供を受けたときには、かつて同様のケースで「高松空港への着陸を断念され、直ちに羽田空港へ引き返された」自らの苦い体験に基づき、恐らく東京へ引き返されるに違いないとほぼ独断に近い形で考えていたからである。ところが、その想定が見事なまでに外れてしまったわけである。換言すれば、これぞまさに「想定外の出来事」に遭遇してしまったのである。

このようなときに、咄嗟の判断として、かかる「想定外の出来事」をどのように捉えるかという基本姿勢が問われることになる。筆者は、その習性として、総じて明るく楽天的に捉える性癖がある。すなわち、その具体として、「想定外」とは考えている範囲に無いことであるから、「想定内の範囲内」ということよりもずっと面白く、しかも極めて貴重な体験を積み重ねることができる好機でもある、と考えたのである。今回の場合に限ってみても、(事前の情報提供による)大阪空港への着陸と比べて、(一切の情報提供が無かった)徳島空港への着陸の方が、その後、高松へ向かう者としては好都合である、と考えたのである。事実、その後、約2時間半ほど追加の時間が掛かったとはいえ、航空会社によって調達されたバス輸送によって、「徳島阿波おどり空港」から、高松空港のみならず、さらにJR高松駅まで送ってくれたわけである。しかもその上、徳島空港の正式の名称が「徳島阿波おどり空港」であるという、筆者にとっては新たな知見を得たのである。そこで新たに顕在化してきた素朴な疑問として、同じ四国内にある4つの空港のうち、高松と松山の空港は、それぞれ、「高松空港」と「松山空港」と簡潔に称されているのに対して、徳島と高知の空港については、それぞれ、「徳島阿波おどり空港」と「高知龍馬空港」と称されるのは何故であろうか、ということであった。賢明な読者諸氏におかれては、その理由と功罪について、どのように考えておられるのか、お聞き致したく思う次第である。

そして、その日の夕刻、筆者は、高松での業務が終了し次第、マリンライナーから新幹線の「のぞみ」号に乗り継いで約6時間も費やして、東京に帰ってきたわけである。



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

中央会だより 1

香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会がセミナーを開催



▲滝講師

香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会は、2月15日、ホテルパールガーデン（高松市）において、役員会並びに外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的にセミナーを開催し、組合関係者ら50名が出席しました。

楠井芳則会長（香川県縫製品工業協同組合理事長）より開催挨拶の後、「最近の労働関係法の改正について」をテーマに香川労働局労働基準部監督課専門監督官滝幸治氏から「改正労働契約法では、1年契約のパート従業員を5回更新したら、正社員にしなければならないと知っている人が多いが、無期労働契約になるだけである。労働条件自主点検表を作成しているので、活用してもらいたい」と説明がありました。

次に、「外国人技能実習生受入事業に係る問題点について」をテーマに、高松入国管理局審査部門首席審査官椎葉敦氏・入国審査官川崎健治氏より「平成24年11月1日の入管法施行規

則の一部改正で①不正行為の基準日の明確化②過去の虚偽申請に関与していた場合に基準不適合とする規定③不正行為を行った場合は入管へ報告の3点変更があった」と説明があった後、質疑応答が行われました。

最後に、事務連絡がありセミナーは終了しました。



▲椎葉・川崎講師



▲講習会の様子

中央会だより 2

ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰

2月25日香川県庁においてワーク・ライフ・バランス推進企業表彰の表彰式が行われました。

香川県は仕事と家庭が両立できる職場環境の実現や働きやすい職場環境づくりを目指して、広くワーク・ライフ・バランスの推進に優れた取り組みを行っている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業(知事賞、商工労働部長賞)」として表彰しています。

ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰になって初めての今年は下記4社が受賞しました。

【知事賞】

医療法人社団三恵会木太三宅病院

【商工労働部長賞】

株式会社レガン

四国交通共済協同組合（本会会員）

認定こども園やしま幼稚園



▲知事賞



▲商工労働部長賞

新規加入組合の紹介

新たに下記の組合が本会に加入しましたのでご紹介します

協同組合香川豊南

代表理事	土田 進		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の取り扱う農業用肥料の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業 		
地区	香川県		
事務所所在地	観音寺市大野原町大野原1957番地1		
組合員たる資格	野菜作農業(きのご類の栽培を含む)		
所管行政庁	香川県		
組合員数	13名	出資総額	1,300,000円
設立登記日	平成23年11月10日		

協同組合コーポレートハイウェイ

代表理事	小田 美千代		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の必要とする事務機器、事務用消耗品及びガソリン等の共同購買 ●組合員のためにする高速道路等の通行料の支払代行 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業 		
地区	香川県高松市		
事務所所在地	高松市春日町1709番地6		
組合員たる資格	異業種		
所管行政庁	香川県		
組合員数	4名	出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成24年5月7日		

香川オートバイ事業協同組合

代表理事	藤嶋 義紀		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の取り扱う二輪自動車用部品及び同附属品の共同購買 ●組合員の取り扱うクレジット(割賦販売)の斡旋 ●組合員の取り扱う二輪自動車の広告宣伝 ●組合員の取り扱う二輪自動車の共同展示場の運営 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業 		
地区	香川県高松市、坂出市、丸亀市、三豊市、綾歌郡綾川町及び仲多度郡		
事務所所在地	高松市田村町413番地2		
組合員たる資格	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)		
所管行政庁	香川県		
組合員数	13名	出資総額	1,250,000円
設立登記日	平成24年10月23日		

G・F・K協同組合

代表理事	藤村 聡司		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の需要する事務用品及び作業服の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業 		
地区	香川県高松市、観音寺市、綾歌郡宇多津町及び仲多度郡まんのう町		
事務所所在地	高松市香南町西庄1669番地15		
組合員たる資格	異業種		
所管行政庁	香川県		
組合員数	6名	出資総額	1,200,000円
設立登記日	平成23年12月2日		

お知らせ 1

平成25年度税制改正大綱を閣議決定

平成25年1月29日、税制改正大綱が閣議決定されました。
中小企業・小規模事業者関係税制について紹介いたします。

1. 事業承継税制の拡充（相続税・贈与税）

拡 充

- 中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化は喫緊の課題。
- 事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

改正概要 ※平成27年1月より施行（相続税改正と併せて施行）

(1) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、先代経営者の親族に限定。

→ 親族外承継を対象化。

(2) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

→ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

(3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

→ 利子税率の引下げ（現行2.1%→0.9%）。承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

→ 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

(4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用

先代経営者は、贈与時に役員を退任。

→ 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。（有給役員として残留可）

(5) 事前確認制度の廃止 ～手続の簡素化

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。

→ 事前確認制度を廃止。

(6) 債務控除方式の変更 ～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。

→ 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新 設

- 消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る。

改正概要 【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(注)を認める措置を創設する。

(注)税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る

3. 中小法人の交際費課税の特例の拡充 (法人税、法人住民税、事業税)

拡 充

- 中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

改正概要 【適用期間:1年間(平成25年度末まで)】

- 中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

4. 研究開発税制の拡充(法人税・所得税・法人住民税)

拡 充

- 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資(約12兆円)の促進により、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

改正概要 【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

- 総額型の控除上限の引上げ(法人税額の20%→30%)
- 特別試験研究費(控除率12%)の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加。

5. 生産等設備投資促進税制の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

新 設

- 国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を認める。

改正概要 【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

- 以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める。

- ①国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること、
- ②国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

(注1)生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く。)で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。

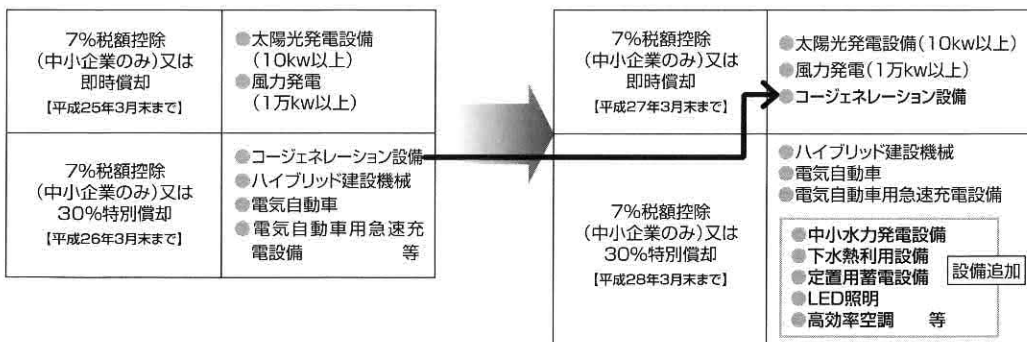
(注2)損金整理をした金額は、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。

6. グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)の対象設備の拡充等 (所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

拡 充・新 設

- 再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下の税制措置を講ずる。
 - ①太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】
 - ②中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備(LED照明、高効率空調等)等を30%特別償却(中小企業は7%税額控除)の対象に追加する。【適用期間:平成27年度末まで】
- コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。【適用期間:2年間(平成26年度末まで)】

改正概要



7. 所得拡大促進税制の創設等（所得税・法人税・法人住民税）

新設

- 個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、10%の税額控除を認める。

改正概要 【適用期間:3年間(平成27年度末まで)】

- 以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)を認める。

- ①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること、
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと、
- ③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(注1)国内雇用者とは、法人の使用者(法人の役員及びその役員の特典関係者を除く。)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。
 (注2)給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。
 (注3)基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう。
 (注4)雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制と選択適用。

- また、雇用促進税制に係る税額控除額を現行の増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げるなどの措置を行う。

その他の項目

拡充

■企業再生の円滑化を図るための企業再生税制の拡充（法人税・法人住民税・事業税）

再生企業が債権放棄を受ける場合に、再生企業の債務免除益に対する課税が再生を妨げることのないよう措置されている企業再生税制の適用要件について、2以上の金融機関が出資した一定の再生ファンドによる債権放棄の場合を加える(3年間の措置)。

企業再生税制の適用の際の評価損益の計上に当たり、少額資産※の評価損益の計上を認める。

※現行では、1000万円未満(有利子負債10億円未満の場合は100万円未満)の資産の評価損益の計上は認められていない。

■東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構が債権放棄を行う場合の期限切れ欠損金の優先適用等（法人税・法人住民税・事業税）

被災企業の迅速かつ円滑な再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構が債務免除を行った場合に、資産の評価損益の計上、期限切れ欠損金の優先適用を認める。

※現行では、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構による債務免除については、資産の評価損益の計上が認められず、期限切れ欠損金については非優先適用(青色欠損金が先に適用)とされている。

その他の項目

延長

■信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減（登録免許税）

中小企業の信用補完制度の利用負担を軽減するため、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税の軽減措置※について、適用期限を延長(2年間)する。

※担保物件 不動産、船舶 債権額×0.4% →債権額×0.15%
 建設機械、自動車、航空機 債権額×0.3% →債権額×0.15%
 各種財団、企業担保権 債権額×0.25% →債権額×0.15%

■火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金制度（法人税・法人住民税・事業税）

異常危険準備金の早期積立てを促進するため、火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会の異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置※について、適用期限を延長(3年間)する。

※異常危険準備金積立てに係る損金算入限度額=その事業年度における正味収入共済掛金額×4%(特例による割合。原則は2%)

■独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置（登録免許税・印紙税・固定資産税・不動産取得税・都市計画税）

東日本大震災で被害を受けた地域において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮設施設整備事業に係る登録免許税等の非課税措置について、適用期限を延長(1年間)する。

お知らせ 2

36協定届をお忘れではありませんか

36協定届(時間外休日労働に関する協定届)は、労働基準監督署に届け出てはじめて時間外労働又は休日労働が可能となります。また、有効期間は最高でも1年間なので、少なくとも毎年届け出る必要があり、もし届出を失念したままで従業員に残業、休日出勤をさせると法律違反となるおそれがあります。

新年度がスタートする4月に合わせて協定を締結する会員様が多いこととされますので御注意ください。

なお、届出内容で記入漏れが多い蘭として、「労働者数」、「有効期間」、「職名」が労働基準監督署から指摘されておりますので、作成の際は御注意ください。

詳しくは、香川労働局ホームページをご確認ください

URL:<http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

お知らせ 3

平成25年3月分からの保険料率は据置きとなりました ～協会けんぽからのお知らせ～

平成25年度保険料率につきましては従来の算定方法に基づき行いますと、引上げとなる見込みでしたが、健康保険法の改正、準備金の取り崩し等の措置を行い、据置くこととなりました。

協会けんぽでは、財政基盤を強化するための様々な取組みとして、国をはじめ関係方面への要請等を実施してまいりました。今後も、協会けんぽが被用者保険の最後の受け皿として持続可能な制度となるように、医療保険制度全体の見直しを求めるとともに、当面の措置として、協会けんぽに対する国庫補助割合を20%に引き上げ、また公費負担の拡充等をはじめとする高齢者医療の見直しを引き続き強く訴えてまいります。

健康保険料率
(香川支部)

10.09%

介護保険料率
(全国一律)

1.55%

※40～65歳未満の方が対象

※任意継続被保険者の方については、本年4月分からの適用となります。

厳しい経済情勢の中ではありますが、ご加入者の皆さまの健康と医療を支えるため、今後ともご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。



全国健康保険協会 香川支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

円安によるコスト上昇等で景況は先行き不透明な状況 2013年1月

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-27.7ポイントで前月調査の-41.3ポイントから13.6ポイントの改善となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-21.3ポイントで前月調査の-21.7ポイントから0.4ポイントの改善、収益DI値は-42.5ポイントで前月調査の-39.1ポイントから3.4ポイントの悪化となった。中小企業の景況は、新政権への高い期待感が継続している一方で、実体経済への反映がされておらず、円安による輸入原材料等の調達コストが上昇し収益を圧迫しているとの報告も見られる等、先行き不透明な状況が続いている。

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況	
製造業	食料品									
	繊維・同製品									
	木材・木製品									
	印刷									
	窯業・土石製品									
	鉄鋼・金属製品									
	一般機器製造業									
	輸送用機器									
	その他									
非製造業	卸売業						—			
	小売業						—			
	商店街						—			
	サービス業		—				—			
	建設業		—				—			
	運輸業		—					—		
	その他		—				—			
DI値(当月)	-21.3	-19.4	-2.1	-12.7	-42.5	-23.4	-16	-6.4	-27.7	
DI値(前月)	-21.7	-8.3	-2.2	-8.6	-39.1	-23.9	-28	-8.6	-41.3	

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10~30未満	10未満~▲10	▲10超~▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)…前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役職員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 新聞等で報道されているとおり、国際価格の高騰と、円安の影響により外国産小麦の輸入価格が4月の価格改定で上がるのは避けられないようである。(製粉製麺)
- 出荷高は対前年同月比97.5% (調理食品)
- 各量販店の売上が減少傾向にあることが、当業界においても影響しているようです。また大豆相場の高止まり及び円安による仕入値の高騰が収益を圧迫しています。(豆腐)
- 組合員の業況については昨年12月の売上が、計画を下回ったため在庫過剰となり、本年1月に在庫調整を行ったと推察される。当組合においても前年同期比(4月~1月)95%程度と出荷数量の減少傾向が続いている。食品製造業は一般消費者の消費動向の減退の影響を受けているものと推測できる。(醤油)
- 雇用人員の増加については定年を迎える者がいる為である。今年は寒い冬であるので、良い素麺が出来ていると思われる。(手延素麺)

【繊維・同製品】

- 今期の厳冬により廉価商品が中心であるが、販売は好調を維持している。しかし政権交代後の急激な円安のため海外生産が中心である我々にとっては利益を圧迫する様相がでてきた。今後の為替の動向に注意したい。(手袋)

【木材・木製品】

- 積極的に取り組んできた共同受注事業で現在3件落札することができました。(家具)
- 年末年始の休業が各々バラバラであり、概ね休業日が増加傾向となり、今ひとつ活況が見られず、木材の手当が多少上手くいかない状況である。(製材)
- 住宅産業の不況が続いている。(木材)

【印刷】

- 組合員企業によりバラつきはあるもの共通していることは、先行きに明るさが見えてこないことです。顧客先より発注量、単価も厳しい要求が予想され、景気の回復を待っている状況です。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 組合員の収益の悪化が、懸念される。地区外よりの販売等により下落傾向の市況、あるいは売上の減少など今後の対応策が課題としてある。(生コンクリート)
- 前年比、前月比とも倍増であるが先行きは不透明である。(ブロック)
- 1月に入り少し稼働してきた感じがする。ただし、業界内では関西エリアの動きが停滞気味なので、取引先エリアによっては、まだまだ動きが悪い。(石材加工)

【鉄鋼・金属】

- アベノミクスが製造業、ひいては当業界への追い風になるだろうとの大方の予想であるが、欧州、対中国情勢が巡り巡って影響を及ぼしかねず、安定した受注生産を外的要因に大きく左右されずに行いたいと思う。(鍍金)

【一般機器】

- 建設用クレーンメーカーの受注は昨年以來好調に推移し、生産は昨年同様に比べても高稼働を維持している。北米や欧州での資源開発需要が引き続き順調に伸び、大型建設用クレーンを中心に生産量は増加した。また国内は震災復興の活発な動きに建設用クレーンの発注が増えてきている。中小機械加工部品製造は建設用クレーンの生産増の影響を受け、時間外を含め高稼働率で推移している。船用関連企業は造船業の低迷のため厳しい経営環境にある。2013年下期以降は仕事量が70%に落ち込むことも予想される。海運、造船メーカーからの値下げ要求もあり厳しい状況が続く。砕石プラント排水処理設備機械、管工事はここ数年仕事量、売上共に大幅に上昇していたが、昨年末から年初にかけて徐々にではあるが引き合いが出ており、生産に結びつきつつある。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- 円安が追い風となり景気回復すれば良いと思いますが、造船業界においては現状が改善されるのはまだまだ先の事になりそうです。(造船)

【その他製造業】

- 円安の影響により中国からのうちわ原材料の輸入コストが上昇し、組合員に悪影響を与えている。(団扇)
- 円安の影響や中国の人的費の高騰等の要因で主要原材料である中国製の輸入漆が3月から10~15%値上がりする模様である。今後政権のインフレ誘導政策により国内物価が上昇すれば販売価格の上昇にもつながるが、そうならなければ今まで以上に収益状況が悪化することになる。(漆器)

- 1月の業況は、小売店の動きが非常に悪く売上が上がりませんでした。政権交代で金融緩和や成長戦略などアベノミクスを推し進めていますが、まだ効果が発揮されていません。昔からこの業界は1月と2月は売上が落ちますが、今年は特にひどいです。(綿寝具)

【小売業】

- 異常低温のため、入荷量減少、価格高騰となっている。(青果物)
- 最近の円安の影響で元売からの仕入れ価格は上昇しているが、競争激化から小売価格への反映が2~3円程度に抑えられている状況があり、収益面は厳しい状況にある。最近の値上げからガソリン消費量が減少しているという声もあり、一度に値上げできないと考える事業者が多いことも一因であろう。(石油)
- 今年に入り家電製品にこれといったヒット商品はなく、総合的に売上は低下。太陽光発電を1セット販売した店は2~3台と販売しているものの、1台も販売した経験のないお店は苦勞している難しい商品です。また、昨今インターネット販売価格に悩まされています。我々の仕入値を大きく下回る価格で、若いユーザーはネット通販で価格を調べ、店より安ければ通販で購入するといった状況がどんどん進んでいる。(電機)

【商店街】

- 初売りが入出、売上とも好調であった。株高、円安により景気への期待感はあるものの、消費者にとっては物価高、増税等の不安、生活防衛要素も払拭できず、今すぐに消費マインドが上向きではない。反面、価値提案等の動機付けがうまくできた商品、サービスには消費の反応が今までに早く。(高松市)
- 1月は寒い日が多かったせいか、通行量も少なく非常に厳しい状態が続いています。他の商店街では閉店する店舗もあるようで、非常に残念です。政権が替わったからといっても景気が良くなることもないのではと感じます。今年も一年厳しい状況が続くそうです。(高松市)
- 街区内を2分する市の道路計画による立ち退きの折衝についての補償提示が始まりました。(坂出市)
- 高額品を中心とした物販は以前から販売不振が続いていたが、最近では毎日の生活に欠かせない食料品の店でも「売れない」という声を聞くようになった。郊外店が増加したのと、消費が予想以上に鈍っているのが原因だと考える。(丸亀市)

【サービス業】

- 売上増加、業界の景況は好転しているが不明な点も多い。やはり年度末ということで忙しいようだが、販売価格は不変であり、収益状況の好転には結びついていないように思う。(ディスプレイ)
- 1月の売上は対前年比で2%の増加であった。全体的に入込が少なく、動きがない。超繁忙シーズンのはずが、前年を少し上回る程度では、非常に厳しいものがある。政権交代で株価の上昇が先行し、四国に経済効果がいつくるのかが不明である。一方で台湾との定期便が3月より開始されるが、当面は温泉、ゴルフなどで全体への波及効果はまだない。(旅館)
- 全体的に問い合わせが増えてきている。年度末も相まって操業度が上がってきている。(情報)
- 少子化時代の影響で、美容学校入学者が全国的に減少してきているため、美容師の増加は低調になってきているが、オーバーストアが進行し、厚生労働省発表では全国で22万8,429軒、香川県においては2,347軒と異常な進行状態となっています。(美容)

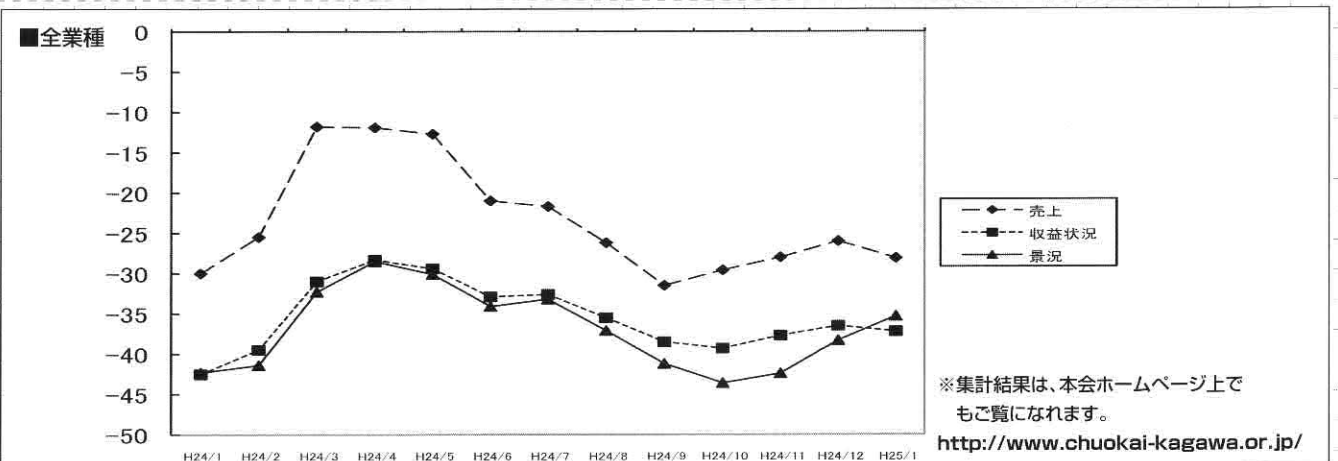
【建設業】

- 「地域防災力の向上と地域活性化」の観点から、公共工事に対する受け止め方に変化の兆しが大型補正予算と来年度予算案のなかでうかがえる。ただ、内容をみると老朽化したインフラの維持修繕のウエイトが高く、今後もその傾向が顕著となることか明白であり、市場にマッチした技術力を経営の中に取り入れていくことが求められる。(総合建設)

【運輸業】

- 景気の低迷による営業収入、輸送人員の減少傾向に歯止めがかからず、依然として厳しい経営状況が続いている。(タクシー)
- 12月分の高速道路通行料金支払額の対前年同月比は104%と6ヶ月連続でプラスとなり好調に推移している。9ヶ月間合計の対前年比でも101.1%と前月から約0.4%上昇している。ただ、今年は長期の正月休みがあり、1月の支払額は減少する恐れがある。(トラック)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)



組合企業訪問 頑張ってます

有限会社 二葉かばん

- 所属組合 坂出元町名店街商店街振興組合
- 役職名 副理事長

会社の概要



代表取締役社長 眞鍋 一雄

- 代表取締役社長 眞鍋 一雄
- 創業 1960年
- 資本金 1,000万円
- 従業員数 14名
- 所在地 〒762-0045
坂出市元町1丁目10-19
TEL 0877-46-2550
- アネックス 〒769-0210
綾歌郡宇多津町2932番地1
TEL 0877-49-4661
FAX 0877-49-4601
- 丸亀オフィス 丸亀市飯野町東二873番地1
TEL 050-3670-7409
FAX 050-3670-7409
- 取扱品目 バッグ、リュック、スーツケース
ウォレット、小物等



丸亀オフィス



アネックス

沿革

- 1960年(昭和35年) 創業
- 2000年(平成12年) ネット販売開始
- 2003年(平成15年) 有限会社へ組織変更
- 2005年(平成17年) アネックス開設
- 2013年(平成25年) 丸亀オフィス開設



▲二葉かばん本店

1960年に先代が、地元の商店街でかばん屋を開業しました。創業当時は盛業だったようですが、バブル経済の崩壊や商店街を取り巻く環境の変化もあり、徐々に経営が苦しくなってきました。

そこで、今から13年前の2000年にネット販売を始めました。当時は未だ電話回線の時代であり、検索サイトYahoo!JAPANではカテゴリからのアクセスが多く、カテゴリ登録は審査制で、サーファーと呼ばれる審査官が直接サイトを見て、「掲載するのにふさわしいサイト」のみが登録されるという狭き門でしたが、Yahoo!JAPANに登録されるようになると徐々に注文が入るようになりました。

その後ネット環境が更に整ってくると注文も増加し安定して取れるようになり、元町店が手狭になったため、2005年、宇多津にスタジオ兼物流倉庫のアネックス



▲豊富な在庫

スを開設しました。アネックスには常時商品在庫が1億円分以上置いてありますが、更に商品注文が増え、お客様のご注文にはその日のうちにお礼を込めた返信と商品の発送をするため、2013年に事務所兼スタジオとして丸亀オフィスを開設しました。

おかげさまで、現在、紳士用鞆のネット販売では、四国で1位、全国でも上位の販売高を上げており、海外からのご注文もいただいております。



▲丸亀オフィスのスタジオ

企業理念

人々が移動するにおいて、鞆は常に必要です。そこで私たちは、鞆を通して、社会に貢献していかなければなりません。

また、移動人口は、ビジネスにおいても、レジャーにおいても、更に増え続けていくと思われます。そういう人々のために、夢を与えて行かなければなりません。そして私たちの鞆には、お客様と地域に愛され、会社と社員の幸せを実現するという夢が詰まっております。このような素晴らしい夢の詰まった鞆を、世の中に供給しております。

今後も日々研鑽努力して、素晴らしい夢の詰まった鞆を世の中に出して行くことが、社会貢献に繋がっていくと信じております。

商品紹介

当社は、各種メーカーの商品を取り扱っておりますが、主力商品の一つとして吉田カバンがあります。吉田カバンは1906年に創業された「一針入魂」を社是とし、広告宣伝活動を殆ど行わず、コストを製品開発、製造に費やし、国内生産に拘ることで、高い品質を誇るブランド鞆の製造メーカーです。PORTER(ポーター)の

ブランド名が特に有名で、当社の売上の半分以上を占めております。

その他には、スーツケースで有名なリモフがあります。リモフはドイツのメーカーで、デザイン性の高さはもちろんのこと、世界一と言われるほど軽量で持ち運びやすく、機能的な上、防水性や衝撃にも強いとあって、世界中のセレブたちが愛用するブランドとして有名です。



▲PORTER(ポーター)



▲リモフのスーツケース

社長のコメント

昨今、iPhoneやandroidなどスマートフォンを利用するユーザーが年々増えております。今後のネット販売は、スマートフォンからの注文が増えてくると思われる、スマートフォンへの対応が急務であります。その対応として、スマートフォンサイトの開設とスマートフォンで今ある自社サイトを見たときに閲覧しやすいかの見直しがあります。自社サイトからスマートフォンサイトへのリンクを設定し、スマートフォンサイトを選べる状態や動画サイトの構築により、今後の社会に対応していこうと思っております。

また、商店街への来街者が減少している中、ネット販売を続けていくことにより、二葉かばんの名前をより世間に広め、店舗販売に繋げるとともに商店街の来街者増加に貢献したいと思っております。

商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度の取扱いを行っています。

【NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資】制度

貸付対象者	以下の2点を充足される方 ①NEXIの貿易保険が付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業 ②商工中金の株主となって頂いている中小企業団体とその構成員の皆様 ◆中小企業等の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方は最寄りの商工中金各支店にご相談下さい。				
貸付形式	手形貸付	資金用途	運転資金	貸出通貨	日本円、米ドル
貸付条件	【貸付金額】(日本円)輸出代金債権額を上限 (米ドル)100千ドル以上、且つ、輸出代金債権額を上限とする 【利率】当金庫所定の利率 【利払方法】(日本円)一括前払い、(米ドル)一括後払い 【貸出期間】担保とする輸出代金債権の決済期日とする(原則1年未満) 【償還方法】期限一時				
担保	①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権				
保証人	必要に応じて提供いただきます				
その他	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。				

なお、詳細につきましては、商工組合中央金庫 高松支店までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店 中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率③ ただし、6年目以降は 基準金利+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	特別利率①②③	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率①②③ 特設工本利率	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率①②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (注1)	—	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率①②③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	7億2千万円	基準利率 特別利率②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率+0.3% 特別利率①	2億7千万円	設備 20年 運転 15年

(注1)●長期運転資金に限り、上限3%

(注)同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

融資制度内容

経営の安定を図る方に ~最大0.5%引下げ!~

ご融資の対象	最近の経済情勢等により業況が悪化し(商品・材料の値上げ、消費マインドの低下による売上の減少等)、資金繰りに支障を来している方、または支障を来すおそれがある方
ご融資限度額	4,800万円
ご融資利率	利率 0.83%~2.30%(固定:③に該当する場合*) ①売上が減少する等業況が悪化している方に対する利率低減…▲0.3% ②雇用の維持・拡大を図る方に対する利率低減……………▲0.2% ③上記の2項目に該当する方に対する利率低減……………▲0.5%

*お利息は平成25年2月14日現在のものです。お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等により異なる金利が適用されます。詳しくは公庫の窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

設備資金ご利用の方に ~当初2年間0.5%引下げ!~

ご融資の対象	国内経済活性化に資する設備資金(一部制度を除く)を新たにご利用の方
ご融資限度額	各融資制度に定める限度額
ご融資利率	当初2年間:各融資制度に定める利率-0.5% 3年目以降:各融資制度に定める利率

国の教育ローンお取扱い中です

日本公庫では、大学、高校等に入学・在学される方の保護者の皆様に対し「国の教育ローン」のお取扱いをしております。
ご利用ご希望の方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

※いずれのお取扱いも平成25年3月31日までとなっております。 ※ご相談の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 URL:<http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

2日	香川県テントシート工業組合通常総会 北方領土返還啓発キャンペーン	(ホテルパールガーデン) (ゆめタウン高松)
5日	中小企業団体中央会四国ブロック研究会(管理者研修)~6日	(愛媛県)
6日	香川県商店街振興組合連合会・香川県中小小売商団体連合会新春講演会	(ロイヤルパークホテル高松)
7日	中小商業活性化支援事業四国ブロック情報連絡会議~8日	(高知県)
8日	小企業者組織化指導事業等研究会 国内クレジット制度ネットワーク会議 新クレジット制度説明会	(全国中央会) (四国経済産業局) (四国経済産業局)
	香川県障害者就労支援ネットワーク会議	(香川県庁)
9日	小企業者成長戦略推進プログラム支援事業委員会	(赤帽香川)
11日	「建国記念の日」奉祝香川県民の集い	(アルファあなぶきホール)
12日	香川県スポーツ用品協同組合通常総会	(ホテルサンルート瀬戸大橋)
13日	全国中央会労働問題委員会	(全国中央会)
14日	ワークライフバランス推進企業表彰選考委員会	(香川県庁)
15日	香川県雇用対策協議会 香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会役員会 香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会セミナー	(香川県庁) (ホテルパールガーデン) (ホテルパールガーデン)
18日	産業会館耐震診断最終報告会	(県信用保証協会)
19日	中央会青年部正副会長会 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業会議 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業公募説明会	(本会) (全国中央会) (東京都)
20日	ベンチャーSPIRITS 2013 「アジア人財資金構想」高度実践留学生育成事業香川地域連絡会	(東京都) (香川大学)
21日	都道府県振連職員講習会~22日 公正採用選考人権啓発会議 労働者派遣事業適正運営協力員会議	(東京都) (サンポート合同庁舎) (サンポート合同庁舎)
22日	都道府県中央会事務局代表者会議 四国地区中央会会長会議	(全国中央会) (高知県)
25日	外国人技能実習生受入団体中央・地方連絡協議会全体会議	(東京都)
26日	高松ホテル旅館料理協同組合通常総会 四国ブロック中小企業青年中央会 四国ブロック会長会議	(喜代美山荘花樹海) (徳島県)
28日	高松空港振興期成会総会 高松港コンテナターミナル振興協議会理事会・総会合同会議	(香川県庁) (香川県庁)

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	県民性マンガ うちのトコでは3	もぐら	飛鳥新社/1,260円
2	医者に殺されない47の心得	近藤 誠	アスコム/1,155円
3	置かれた場所で咲きなさい	渡辺 和子	幻冬舎/1,000円
4	月(ゆえ)とにほんご	井上 純一	アスキーメディアワークス/1,000円
5	スタンフォードの自分を変える教室	ケリー・マクゴニガル	大和書房/1,680円

ご活用ください。 産業雇用安定センター

当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）



URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/> E-mail kagawa-j2@sangyokoyo.or.jp 左記のセンターホームページでは求人情報を提供しています。